

【ABC 消費者情報 Vol. 7】

■火災警報器の設置について

鹿児島市では、市民税非課税世帯の高齢者・障害者のみの世帯に火災警報器を無料で1台設置します。

この制度に便乗し、消防法や制度の内容を偽って説明したり、高額な火災警報器を売りつけようとしたりする悪質商法の発生も予想されますので、ご注意ください。

■悪質な訪問販売の手口

○市役所職員、又は委託業者を装って訪問する。

○高額な火災警報器を売りつけようとする。

■対処法

対象者には、まず市から「申請案内」を送付します。設置が決定したら、設置する業者の名称や連絡先を書いた「決定通知」を送付しますので、決定通知の内容をよくご確認ください。本市からは、「無料」で「1台」設置します。

もし、お金を払ってしまっても、住宅用火災警報器の訪問販売はクーリング・オフ制度が適用されます。

申請について分からないことがあったり、何らかの被害にあったり、不審に思ったら申請書類に書いてある各お問い合わせ先にご連絡ください。

■各問い合わせ先

高齢者福祉課 099-216-1267 障害者福祉課 099-216-1273 保健所保健予防課 099-258-2321
又は各支所福祉課・保健福祉課

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611